

策定年月	令和7年6月
見直し年月	令和〇年〇月

麦・大豆国産化プラン

産地名：小林市

（作成主体：小林市農業再生協議会）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

○地域の現状

小林市では、令和6年に「小林市 小麦産地ビジョン」を作成し、小麦の作付けを推進するとともに、本市の新たな主要農産物としての産地づくりを目指すこととしている。

小麦・大豆ともに、実施主体が市の生産の大半を占めており、令和6年度において小麦5.71ha、大豆7.38haを作付けしている。また、令和7年度よりは、新規に大麦の作付けし、小麦から大麦へ転作する予定である。

品種について、小麦は「チクゴイズミ」、「せときらら」を作付けしており、大豆は「キヨミドリ」、「そらみどり」を作付けしている。

また、大麦は焼酎用として「にしのほし」を作付け予定である。

近年の外国産麦・大豆の価格高騰を受けて、国産の麦・大豆の需要が高まっていることから、実施主体においても作付け面積の拡大に取り組む意向である。

○地域の課題

作付面積拡大に伴い、担い手の確保が必要となる。実施主体は現状4名で営農しているが、今後は構成員の増員及び教育が必要になるものと思われる。

作柄が天候による影響を受けやすいことから、安定した供給量や品質の確保も課題である。令和6年度においては、小麦の単収は126.19kg/10a、大豆にいたっては病害虫の影響を受けたこともあり、単収0.20kg/10aと著しく低かった。本市の基準単収を大きく下回っており(小麦:169kg/10a、大豆:94kg/10a)、継続的な経営のためにも生産性の向上が急務となる。

さらに、実需者への供給体制も未整備である。これまでは実施主体自らが、実需者へ直接交渉して供給先を開拓してきた。しかしながら、需要があっても流通コストの面で折り合いがつかない等、出荷体制の構築が課題である。

【作付面積の現状と目標面積】

作物	現状 (R6年作付面積)	目標 (R8年作付面積)
小麦	5.71ha	2.00ha
大麦	0 ha	6.71ha
大豆	7.38ha	8.71ha

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

○課題解決に向けた取組方針

畑作物で収益性の高い麦・大豆の作付けを増やし、機械の導入や団地化の推進等により作業効率化や収量確保を図る。

- ①作付け面積拡大を図るため、これまで麦・大豆の作付けがなかったほ場で新規に取り組む。畑地の整備のため、ストーンクラッシャーを導入し、小麦・大豆の栽培に適したほ場を効率的に拡大していく。
- ②スマート農業技術を導入し、収量安定を図る。具体的には自動操舵システムを搭載したトラクタと営農管理システムを活用した営農に取り組む、安定した収量確保に努める。
- ③団地化の推進を図ることで、効率的な営農ができる環境づくりに取り組む。併せて、産地交付金や麦・大豆生産技術向上事業等を活用するとともに、地域計画に基づく団地化やブロックローテーションの取り組みを支援する。
- ④排水不良による生育不良や収量減収の改善を図る。麦は湿害に弱く、大豆は播種時期が梅雨時期に重なることから、いずれも土壌の加湿による発芽不良を引き起こし、収量低下の原因となる。
排水対策として、明きょや暗きょの有効性について検討し、効果的な施工方法の指導を行う。
また、麦の作付けについて、播種時にあぜを深耕し、種をまく畝は浅く耕す「部分浅耕播種」の技術普及を図り、排水性の高いほ場作りを推進する。
- ⑤麦・大豆の普及のために担い手の確保に取り組む。経営指針を作成し、地域への周知を図るとともに、実証ほを設置し、安定した経営が成り立つかを検討する。
- ⑥適切な土作り及び施肥の指導を行い、収量及び品質の向上を図る。前述のスマート農業技術を導入した機械の活用や、土壌診断により適正な施肥を推進する。併せて、昨今の肥料価格高騰に対応するため、化学肥料の低減の取り組みを推進するとともに、環境に配慮した農業と販売力向上といった付加価値向上につなげる。
- ⑦実需者から要望される品種や需要量を把握し、作型や収量を調整する。要望によっては新規品種の導入を検討する。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

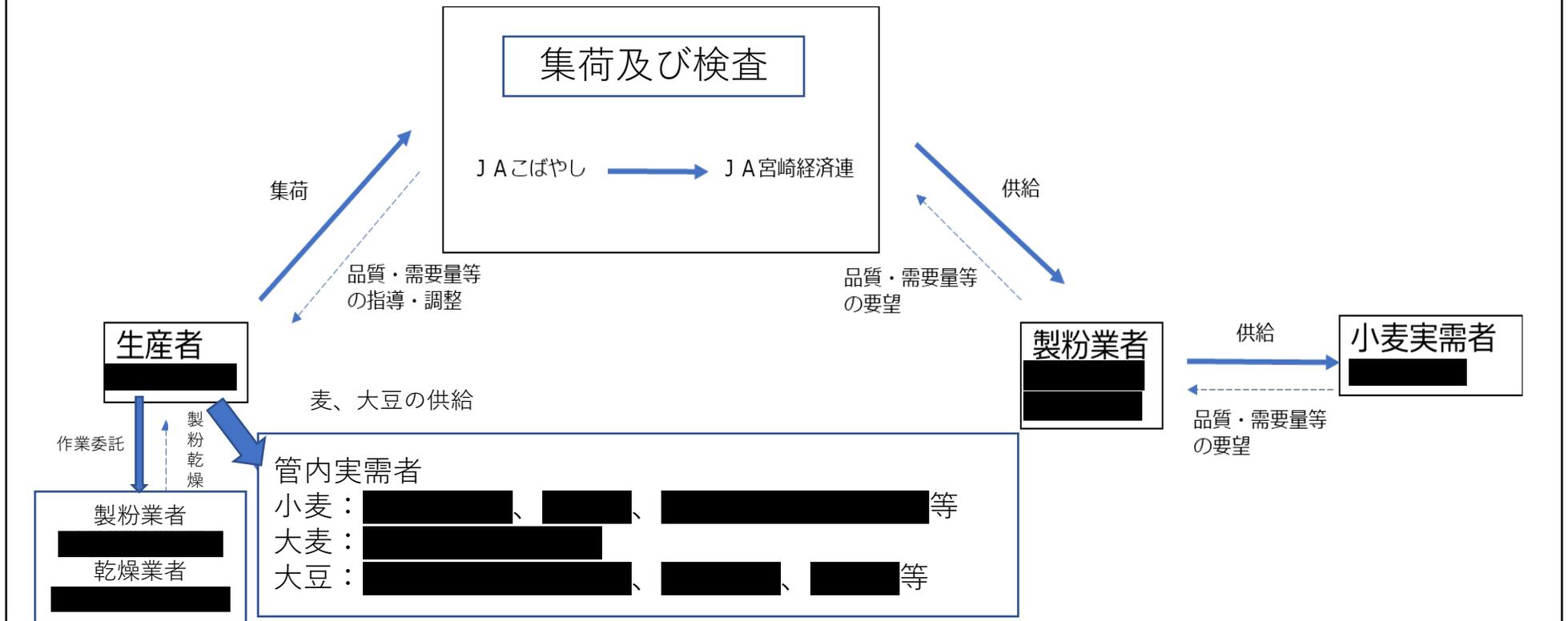
※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

○小麦については、実施主体自らが乾燥作業を行う。その後、宮崎県農業協同組合こばやし地区本部に出荷して品質検査を受けた後、製粉業者である[]等を経由して、実需者である[]や[]、[]等に供給している。(R6年度実績:7200kg)また、[]にも供給している。

○大麦は令和7年からの新規作付けとなる。小麦と同じく実施主体自らが乾燥作業を行い、宮崎県農業協同組合こばやし地区本部に出荷して品質検査を受ける。その後は実需者である[]に直接供給する見込みである。

○大豆については、収穫後に[]にて乾燥作業を行う。その後、宮崎県農業協同組合こばやし地区本部に出荷して品質検査を受けた後、実需者である[]、[]、[]に供給している。(R6年度実績:15kg)



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

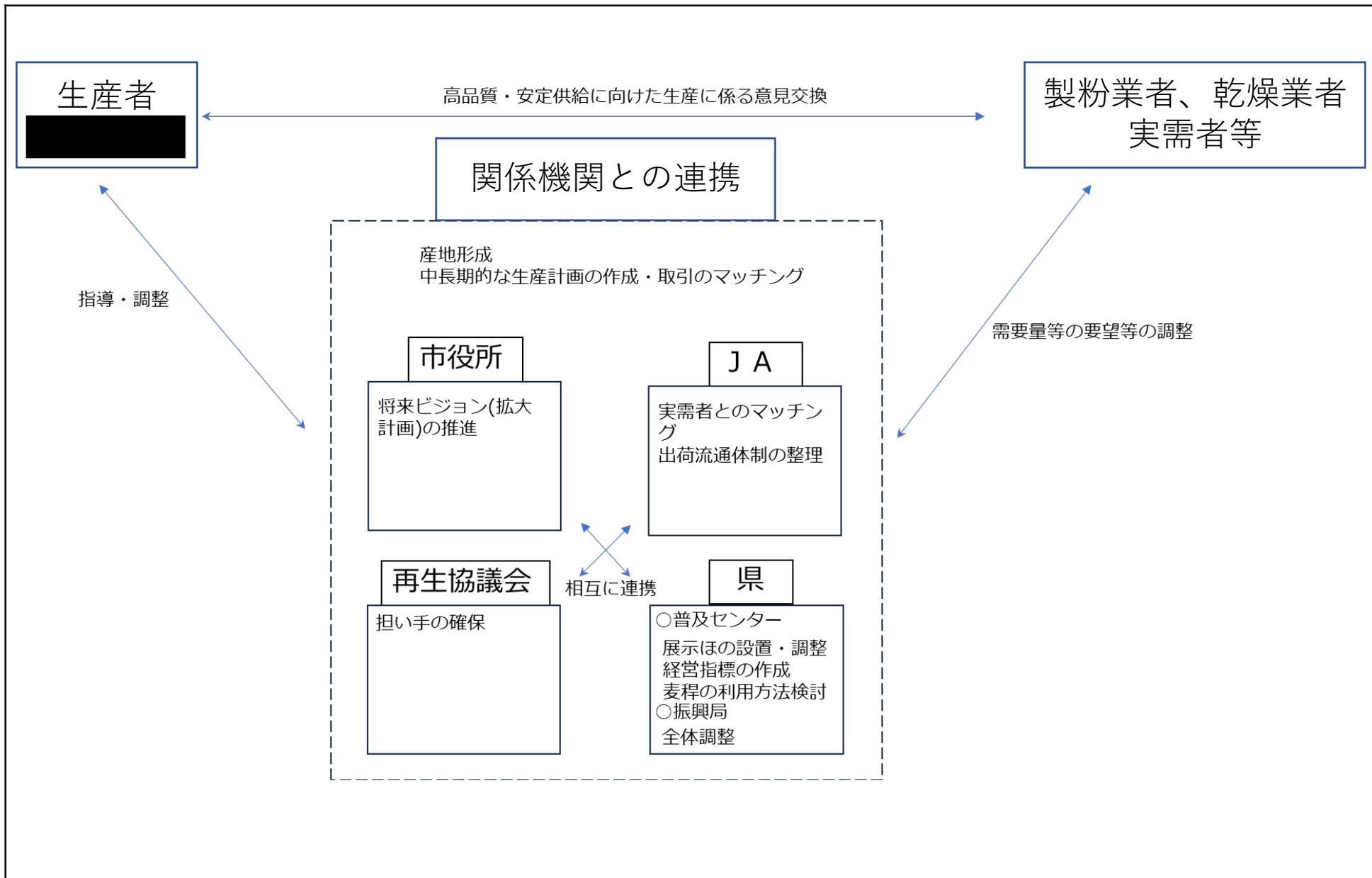
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。